地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四号

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「（昭和三十二年法律第二十六号）」の下に「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」を加え、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「第三条の三第五項」の下に「、第六条第三項」を「第九条の二第四項」の下に「、第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改め、「第四十二条の四」の下に「、第四十二条の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加え、「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に、「及び第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の九及び」を「第六十八条の九、第六十八条の十四及び」に、「第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改める。

第二十四条第五項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第二十五条第一項第一号中「すべて」を「全て」に、「非課税地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）であつてその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行うものとして総務省令で定めるもののうちその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものをいう。以下同じ。）、公立大学法人」を「地方独立行政法人」に改める。

第三十七条の二第二項第一号の表中「超える」を「超え四千万円以下の」に改め、同表に次のように加える。

四千万円を超える金額	百分の四十五

第五十一条第一項中「百分の五」を「百分の三・二」に改め、同項ただし書中「百分の六」を「百分の四・二」に改める。

第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、同条第二十四項中「課される法人税」の下に「若しくは地方法人税」を、「連結控除限度個別帰属額」の下に「及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額」を加える。

第七十二条の五第一項第八号中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第七十二条の二十三第二項に次の一号を加える。

六　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第　　号）の規定によつて特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該特定医療費の額の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち当該小児慢性特定疾病医療費の額の算定に係る当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第七十二条の四十九の六第一項中「この項、第七十二条の六十三の二第一項及び第七十二条の六十三の四第三項」を「この款及び次款」に改め、同条に次の一項を加える。

4　納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第七十二条の六十三の二に次の一項を加える。

4　納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

第七十三条の三第一項中「、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」に改める。

第七十三条の四第一項第三号中「教育の用に供する不動産」の下に「（第四号の四に該当するものを除く。）」を、「保育の用に供する不動産」の下に「（同号に該当するものを除く。）」を加え、同項第四号中「第四号の四まで及び第四号の七」を「第四号の八まで」に改め、同項第四号の五及び第四号の六を削り、同項第四号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同号を同項第四号の六とし、同項第四号の三を同項第四号の五とし、同項第四号の二中「定めるもの」の下に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第四号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

四の四　学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する不動産

第七十三条の四第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産

第七十三条の四第一項中第四号の九を削り、第四号の八を第四号の九とし、同項第四号の七中「第四号の四」を「前号」に改め、同号を同項第四号の八とし、同号の前に次の一号を加える。

四の七　社会福祉法人その他政令で定める者が介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業の用に供する不動産

第七十三条の四第一項第五号中「第四号の四まで、第四号の七及び前号」を「第四号の八まで」に改め、同項第二十一号中「第三十八条第一項第二号に規定する」を「第三十九条第一項の」に改め、同項第二十九号を次のように改める。

二十九　削除

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

三十八　特定建設線（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。）の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けた当該特定建設線の工事実施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する不動産で政令で定めるもの